平成２８年（フ）第７２８号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目１番10号
債務者　城本　一三
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　昌己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１４号
大阪市淀川区塚本４丁目１番５号　リーガル塚本第６　701号
債務者　Ｎ－ＦＩＲＳＴことＢＡＲＲＡＣＫ’Ｓこと　中村　一
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２２号
山形県米沢市通町７丁目７番38号　ハローオレンジ202号室、前住所山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子694番地の１
債務者　伊藤　知子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第５２号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1637番地１　鳥塚貸家２、旧住所群馬県太田市市場町592番地２　加藤ハイツＡ－106号
債務者　飯塚　敦士
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１６号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番５－501号
債務者　平田　剛
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５０７号
名古屋市港区川間町３丁目84番地
債務者　青木　幸代
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５号
愛知県弥富市平島町五反割100番地１　クレーシェⅡ102
債務者　松浦　麻優
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７号
高知県香南市吉川町吉原37番地７
債務者　松田　勲
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０号
高知市一宮西町３丁目７番１号
債務者　谷内　愛
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４８号
高知市福井町748番地　福寿園、申立時の住所高知市横浜４番地２　誠和園
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６号
釧路市住吉２丁目13番13号
債務者　古市　春樹
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２８号
釧路市文苑４丁目57番５号
債務者　西村　昇
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
釧路市大楽毛３丁目７番26号
債務者　岩谷美奈子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３９号
釧路市大楽毛南３丁目４番10号
債務者　三好　徹
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７８号
東京都東村山市廻田町３丁目７番地３リバーサイドM101
債務者　伊藤　正人
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７９号
東京都東村山市廻田町３丁目７番地３リバーサイドM101
債務者　伊藤　良江
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部